

JR東海労大三両分会「組合ビラ配布等不当労働行為事件」で勝利! 中労委がJR東海会社の不当労働行為を認定!

11月26日、中央労働委員会は、「組合ビラ配布等不当労働行為事件・平成19年（不
再）第32号事件」について、組合ビラ配布に対する会社の介入、及び組合掲示物の撤去は
不当労働行為として認定しました。

2006年5月、大阪府労働委員会の組合勝利命令に続き中央労働委員会においても、さ
らにJR東海会社の不当労働行為が認定される勝利命令を勝ち取りました。

中労委命令の概要

会社は、組合、関西地本及び分会に対し、以下の文書を速やかに手交しなければ
ならない。

- ① 当社が貴組合新幹線関西地方本部大阪第三車両所分会の組合員である笹田伸治
分会書記長が平成17年3月16日の業務指示に従わなかったことを理由として、
同月17日及び同月18日の1日半にわたり事情聴取を行うとともに顛末書の提
出を求め、同書記長に就業規則の書き写しを命じたこと、
- ② 同月22日及び同月23日に、貴組合新幹線関西地方本部大阪第三車両所分会
の掲示板から、掲出中の下記2点の掲示物を撤去したことは、中央労働委員会に
おいて、労働組合法第7条第3号の不当労働行為であると認定されました。

今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

記

- (1) 平成17年3月22日撤去の見出し「いま、JR東海会社で日常的に行わ
れている『パワーハラスメント』って何?!」の掲示物
- (2) 平成17年3月23日撤去の見出し「いま、JR東海会社で日常的に行わ
れている『パワーハラスメント』って何?!」の掲示物

JR東海会社は、行政訴訟などの控訴を行わずに、中央労働委員会の命令を真摯に受け止
め深く反省し、命令どおり謝罪文を直ちに手交せよ!